

資料紹介

学区取締吉田拙蔵の「静斎日誌」

—福井県大野郡下の学制期小学校の創設過程—

柳沢 芙美子*

はじめに

1. 吉田拙蔵の「静斎日誌」
2. 移行期の藩校明倫館と小学校教授就任へ
3. 足羽県下の学校設立計画
4. 護法一揆と学校
5. 小学校開校から新築へ

まとめにかえて

はじめに

越前大野藩士吉田拙蔵（1826－87年）は、幕末に蝦夷地を实地踏査し、洋式帆船大野丸の船長として活躍した人物として知られている。諱は俊章、字は子明、静斎と号した。廃藩置県後には、学区取締を「学制」（1872年）発布当初から76年（明治9）12月まで務め、いったん病氣辞職した後78年2月に再任され、教育令によって学区取締が廃止されてからも大野郡書記として退職する82年5月まで学事を担当した。

本稿はより広い文書館資料の利用のために、吉田拙蔵が残した大部な日誌「静斎日誌」（以下、「日誌」と略）のうち、学区取締を務めた学制当初から明治10年代半ばまでの大野地域の小学校創設の過程を中心にその概要を紹介したい¹⁾。

学区取締は、「学制」のもとで20から30の小学区を担当し、就学の督励、学校の設立やその維持、教員の任免などの事務を担当した。地方官（県令）が「其土地ノ居民名望アル者ヲ撰ムヘシ」²⁾とされたため、経済的・社会的に優位な豪農層や士族が選出されることが多かった。

こうした学区取締の活動を知りうる日記としては、『長野県教育史』第9巻で紹介されている並木衛七（長野県）、北村門之丞（長野県）、中原豊太郎（筑摩県・長野県）³⁾らのほかに、湯山半七郎（静岡県）⁴⁾、山中善治（堺県）⁵⁾などが翻刻されてきた（抄録を含む）。

これらに対して吉田拙蔵の「日誌」の特徴をあげるならば、吉田が豪農層ではなく、後述するよう



写真1 吉田拙蔵

*福井県文書館主任



写真2 「静斎日誌」等

表1 吉田拙蔵の「静斎日誌」

資料群番号・文書番号	年代	表題
I 0078-00248	1871.1.1~74.6.7	第壹号 静斎日誌
I 0078-00249	75.1.1~76.12.31	第四号 静斎日誌
I 0078-00250	77.1.1~79.12.31	第五号 静斎日誌
I 0078-00251	80.1.1~82.12.31	第六号 静斎日誌
I 0078-00252	83.1.1~85.12.31	第七号 静斎日誌

崎五名」がある。これは1876年（明治9）12月いったん学区取締辞職に際して後進の有終小学校訓導らに宛てかかれたものであり、1846年（弘化3）に藩校明倫館助教師となって以降の自身の漢学や蘭学等の学歴や事績、おもなエピソードが記されており、「静斎詩文抄」にも「同年（明治9）十二月依病辞職ノ際有終校五訓導ヨリノ懇牘ニ復スル書」として収載されている。また、「日誌」79年12月22日条に68年（明治1）以降の79年までの履歴がある。

なお、敦賀県下において学区取締の職務内容を定めた規程は、「敦賀県教育規則」⁷⁾（1876年7月）以前のものがこれまで発見されていなかったが、この「日誌」によって75年（明治8）12月の「改正学区取締職制并事務取扱章程」⁸⁾が明らかになるので文末に示した。

1. 吉田拙蔵の「静斎日誌」

吉田拙蔵関係資料10点の原本は大野市博物館蔵で、「日誌」のほかに吉田の漢詩や文章をまとめた「静斎詩文抄」、国際法や用兵術・砲術等の翻訳書写本「万国律例、洋兵明鑑抄、埴氏三兵用訣抄、雷銃操法」、石川三吾編『吉田拙蔵略伝詩抄』（1889年）⁹⁾、「明治初年御布告抜、大野城藩布令」¹⁰⁾、「三兵用訣精論」等10点が含まれる¹¹⁾。

本稿で取り上げる「日誌」は、5冊とも袋綴じ（横約19cm、縦13cm）で薄い和紙に墨書されており、部分的に朱書がみられる。残存している1871年（明治4）から85年まで15年間のうち、74年6月から同年12月分の第二・三号にあたる部分が欠落している（表1）。

さらに第四号では、75年から翌76年6月までの記述は日次ではなく、願書や伺・回答、関連経費、寄附人・寄附金等の職務上の覚書のみとなっており、こうした覚書と日次の書き方が11月頃まで重複している。

吉田の履歴（表2）を簡略にたどってみると、1844年（弘化1）に大小姓として召し出され、61年

に幕末に蘭学を学び藩外との交渉に活躍した士族であったことと、その残存範囲が15年間という時間的な長さ（1871年1月から85年12月まで）と総頁数約2500頁という大部な分量をもっていることだろう。

「日誌」は、必ずしも学区取締（あるいは区長等）としての業務を記録することを主要な目的として作成された業務記録ではない。その内容は公私全般にわたり、日付、天候、体調や受診・服薬、起床や登退庁の時刻⁶⁾、主な業務内容やその日の家事、来訪者・来信や返信、贈答、近隣寺社の祭礼や興行等にいたるまで広く記述してされている。

吉田自身による自叙的な著述としては、「日誌」のなかに「謝岡・村田・小泉・村井・宮

(文久1) 6月に父死去により家督77石¹²⁾を相続。20代後半、江戸で3年間にわたって石井密庵、杉田成卿、伊東玄朴について蘭学を学び、その後藩校明倫館の助教師・蘭学世話役を務めた。55年(安政2)末に新たに適塾から伊藤慎蔵が招かれて蘭学館(のちに洋学館)が設けられて以降は、幕府の軍艦教授所(のちに軍艦操練所と改称)¹³⁾で航海術を学び、蝦夷地と敦賀を往復した大野丸の運行や京都・長州等での探索活動にあっていた。

このように吉田は、幕末の大野藩の対外的な活動に深くかかわったため、藩外の人物との交流や議論・調整の経験を豊富にもっていた一方で、村方の農民と直接関わる民政の経験は少なかったと考えられる。

また、1855年(安政2)江戸の修行先で「花街ニ沈湎シ自来酒色ノ債身ヲ容ル、地ナク窮迫」¹⁴⁾して謹慎した失敗経験は、その後の藩校での授業や後進の士族たちとの関わりにおいて、また後述する明治10年代半ばに取り組む中学校開設への動機となったと考えられる。藩校明倫館の授業師となった際には「蘭学ヲ^{ひら}闡キ旧習ヲ除クハ当今ノ急務」と考え「夙夜奮励、大ニ藩士ヲ鼓舞」¹⁵⁾し、吉田の授業を受けた藩士は130余名にのぼったという。また翌56年の蝦夷地踏査の際には、長万部で出会った道場建設を最優先とする善

表2 吉田拙蔵略年譜

西暦年(和暦)	年齢	事項
1826年(文久9) 7月	1	越前国大野に生れる。
37年(天保8) 秋	12	大野藩士小早川一平(のちに明倫館教授師)につき読書を始める。
42年(天保13)	16	藩重臣内山隆左に入門。
44年(弘化1) 1月	19	大小姓として召し出される*。
46年(弘化3) 8月	21	藩校明倫館助教師となる*。
48年(嘉永1)	23	藩主土井利忠に随行し江戸に出る。
49年(嘉永2) 冬	24	藩医土田龍湾について蘭学を学ぶ。
52年(嘉永5)	27	藩主に随行、江戸へ。安井息軒・鹽谷宕陰(漢学)に入門。石井密庵について蘭書を読む**。
53年(嘉永6) 1月	28	杉田成卿に入門。肥田浜五郎・鈴木勇三らと交友。
54年(安政1) 春	29	神田孝平等と外出して破門。神田・南摩綱紀と共和塾を開く。9月伊東玄朴に入門****。
55年(安政2) 4月	30	花街で酒色に浸り窮迫、帰京、「急度相慎」***。明倫館助教師・蘭学世話役***。業を受けた藩士130名余。
56年(安政3) 3~7月	31	内山隆左に随行し、松前へ。蝦夷地探検。家債累積のため家政改革、居宅没収。
57年(安政4) 6月	32	「洋学取調之儀ニ付」***のため江戸へ。7月幕府の軍艦教授所へ入学、航海術を修める。
58年(安政5) 8~9月	33	洋式帆船大野丸完成。敦賀への廻送途中浦賀でコレラ感染、9月敦賀金ヶ崎着。
59年(安政6) 3月	34	船長として函館航行。8月、米国ボストン商船を奥尻島で救助。
61年(文久1) 6月	36	父死去、家督相続。秋、洋学館入学し窮居3年。
63年(文久3) 6月	38	下関事件探索。12月藩主に随行、京都へ。
66年(明治1) 4月	41	藩主利恒(函館裁判所副総督)病により、函館へ。
69年(明治2) 2月	44	大野藩権少参事(70年少参事から大属へ)。
72年(明治5) 8月	47	大野小学校一等教授(足羽県)、11月学区取締。
73年(明治6) 5月	48	第26大区区長(のち74年1月第十八大区区長補助・学区取締を兼任、3月副区長)。
75年(明治8) 5月	50	学区取締専任(76年12月辞職)。
77年(明治10) 10月	52	有終小学校取締方。
78年(明治11) 2月	53	学区取締(~79年9月。79年5月から大野郡書記を兼務)。
82年(明治15) 5月	57	病により郡書記辞職。
87年(明治20) 11月	62	東京にて死去。

注1) 典拠を記していない部分は『吉田拙蔵略伝詩抄』による。

注2) 年齢は数え。

注3) *は、『大野市史』藩政史料編1、**は、「同年(明治9)十二月依病辞職ノ際有終校五訓導ヨリノ懇牘ニ復スル書」『静斎詩文抄』I 0078-00030、***は、「大野藩庁用留」越前大野土井家文書、****は、地域蘭学者門人帳人名データベース(国立歴史民俗博物館)による。

光寺の僧に対して、吉田は「各処ニ学校ヲ設立シ」教育を勧めることが先務であるとして論争した逸話¹⁶⁾を記している。

幕末に成人期を過ごし、廃藩置県を迎えたのは数え年46歳であった。この時代からすればすでに老年期に入っていたその時期に学区取締となり、地域の学校草創期に立ち会うことになったといえるだろう。そして旧習打破を目指す方策として学校建設が急務であるとしていた吉田が直面したのが、開校間もない小学校の備品の打毀しや授業料の紛失が起こる1873年（明治6）3月の護法一揆であった。

以下、2では廃藩置県前後の大野藩藩校の状況と吉田拙蔵が学制下で小学校教授を引き受けるに至った経緯、3ではもっとも初期の足羽県下（～1873年1月）での学校設立計画、4では護法一揆直前の村落や学校のようにと一揆後の対応、5ではその後の小学校開校から新築への動きについて、「日誌」の概要を紹介していきたい。紙幅の制限からごく一部を翻刻するにとどまっているが、直接学事に関係ない内容でも省略しないで、日単位ですべて掲載している。

2. 移行期の藩校明倫館と小学校教授就任へ

大野藩の藩校は、1843年（天保14）に藩主土井利忠による藩政改革のなかで学問所が創設され、44年（弘化1）の学館新築の際に明倫館と名づけられた。利忠が蘭学に熱心だったことから55年（安政2）末には伊藤慎蔵を招き、蘭学所（のちに洋学館）が開設され蘭学研究の拠点となった。

「日誌」からは廃藩置県時に大野城の上追手門口（清水町）にあった¹⁷⁾明倫館が1871年（明治4）でも朝・夕に「十八史略」「蒙求」「左伝（春秋左氏伝）」「（日本）政記」「史記」「算測」等漢学を中心に開講しており、吉田も大野藩庁登庁の合間に輪講等に出席していたことがわかる。また藩庁では東京から送られてくる新聞会読も行われていた¹⁸⁾。

置県によってその建物が大野県庁（1871年12月に足羽県出張所）にあてられるのに先立って、明倫館は、71年6月17日旧城内の藩主住居（「元御住居」）へ移転した。そしてその8月にはのちに有終小学校でも訓導を務める村井競らが新たに「句読」を任命されたものの、11月の大野県の福井県（翌月足羽県と改称）への合併の混乱時に、明倫館の活動はいったん休止を余儀なくされたようだ。吉田拙蔵の「日誌」では、72年2月5日条に「学校再建等之儀ニ付集議」し、同月15日には「素読授業、此日より元御新殿ニおゐて読書授業相創」とあり、2月末にかけて吉田が数度にわたって授業を行っていたが、その後は記述が途絶えてしまう。

吉田が学制当初に大野小学校教授を引き受けた際の経緯は、次のように記されている。

1872年（明治5）8月、足羽県学校掛富田厚積¹⁹⁾（旧福井藩士）に呼び出され、「小学校文運衰微ニ付挽回尽力之方法」を問われて小学校教員を引き受けることを懇囑され「断然固辞」したが、意に反して委囑状を送りつけられてしまう。翌日、「嚴重断置」つもりで県参事村田氏寿²⁰⁾を訪ね、権参事千本久信やその他の官員も同席するなか、学術振興をめぐる持論を述べ、さらに翌日再度村田との対話のなかで腹心を吐露して、これによってそれまでのなんらかの「鬱積」が散解し大野小学校²¹⁾の教授を引きうけることになった。そして、8月晦日に同僚の横田莠とともに福井へ出かけ、大坂屋七太郎²²⁾から大野小学へ500円の献金願²³⁾が出されたことを報告、丸岡の教員らとともに「学神祭」に列席するとともに、足羽県が招聘していたワイコフとマゼット²⁴⁾を交えた酒宴に参加した。また、こ

の時富田から「学制一冊」を借用して、一泊余分に福井に留まって筆写している。

(七月)
廿二日 雲、午前・雨、喜左衛門昨日(衍)来、朝来旧殿へ出頭之処、足羽県学校一等教授富田厚積、副官芦田某来校之由ニ付旧殿におゐて接話、過午横田・田村・鈴木等と同じく足羽県學員を拉て笹座社ニ就而拳酒杯催興、暮帰舎

(中略)

(八月)
十三日 晴、起来足羽県学校懸(左)之通書面差越候

御面談申度義ニ付、至急參校可有之候也

—— 学校懸

吉田拙藏殿

右ニ付不取敢鈴木子安へ申遣来話を乞ふ、迂一²⁵⁾出發帰校、無程子安来話、楮幣一条ニ付一寸出福、尤内山翁モ大久保出獵中ニ付立寄万事聞調之上出福之趣申聞候、昨夜今夜と少し横臥眠ニ就ク事を得、阿女も去十日(左)虚疾状相収全ク平癒之運ヒ也、去十日立渡辺鉄藏出京

(中略)

廿三日 晴、早起催食兄迂一を拉て富田教授方へ相越、今般呼出之事件を問ふ、同人答フルニ小学校文運衰微ニ付挽回尽力之方法、且小学校教員了命尽力勉強有之度懇囑也、予答フルニ右者文学之義者兼々苦心追々開化之運(衍)ヒ相成度、夫ニ付小学校教員ニも毎々不絶愚存も陳述、毫モ傍觀之心底無之、併ルカ教員ニ員ニ備ハルヘキ事意外之至ト断然固辞相別レ帰寓、午時ニ至リ学校(左)只今參校可有之之旨手紙到来ニ付出頭之処、左之通書付を以被相渡

吉田拙藏

大野小学校一等教授

八月

右之趣富田教授(左)相達、甚以奇怪之至、既ニ今日右等之義愚念も有之、嚴重断置候処右不凶次第ニ付富田教授へ相繼り切迫申立候処更ニ聞入無之、且退校夕帰途懸參庁候様村田參事伝達之旨富田申聞ニ付直ニ參庁、於県庁村田參事并千本権參事其他諸官員聽聞之席ニ而、村田參事(左)文運之義ニ付種々取詰探問有之、右応答抗論愚存申述帰庁、帰来浅山栄方へ立寄晚酌、於同氏前野菊等を呼て拳觴浸談

廿四日 晴、早起催食村田參事へ赴き席上種々説話腹心を吐露、從來之鬱積を散解し、帰来学校立寄迂一之学師大島ニ面会厚情を謝答し帰寓之上治装帰途ニ就く、時ニ漸十字也、徒歩帰舎、日暮ニ帰舎、大熊元參事へ立寄、事情陳述

(中略)

九月朔 晴、早起催食七字礼服を着し諸子と同じく出校、此日学神祭ニ付校中諸礼式相備、祭式以前丸岡はしめ元三県教官へ參事兩人面会いたし度旨申達ニ付面会候処、夫是談話有之主とする処ハ我大坂屋七太郎献金一条披露奨勸之為也、畢而祭式右相済拜礼赤飯壺包ツ、拜賜退校帰寓、大島叔方へ迂一召連白砂糖持參、迂一教諭之厚庇を陳謝ス、帰途浅山生直方へ立寄帰寓、夕三字後改服横教授(田)ニ同じく愛宕山清和楼ニ到ル、此日諸教官集会和親之為外国教師二名相加ハリ大に酒席を開く、予中坐にして帰寓之後同行生飲酒酌一条ニ付激論譁呵二日 晴、朝八字県庁へ出頭スベキ戒約ニ付出頭之処、大坂屋献金奇特之義ニ付願之通聞届候段我学校一等教授へ申達之書面被渡、右受取帰途学校へ出頭富田教授ニ面会種々談話、学制一冊強テ借用帰寓直ニ帰途ニ就くへ

き之處、彼是手間取遅刻ニ付今一泊之事ニ相決し、午後学制謄写前野菊モ亦来伝加□、晩来浅山生直、木原迨齋等来訪、席上開筵拳觴、同行之諸子今朝立帰野

三日 晴、未明起食更明発福、大久保村ニ午飯を喫し夕三字後帰舎、横田同僚と同じク近藤大属へ到り足羽県表之事件陳述

四日 晴、朝来内山老翁ニ到り接話、自後旧殿へ出頭過午在舎、此旦小学校出席授業

五日 晴、八字旧殿へ出頭十二字帰舎、此旦モ出校授業、校中之事ニ付種々談話有之

(中略)

^(11月)
六日 晴暖、鶏鳴起七字発舎吉村好ト同行足羽県へ赴ク、夕四字着県浅山生直へ立寄遂ニ甲舎へ投す、一浴一酌之後就寝

七日 雨風終朝霽、朝七字後富田教授へ至り自後参庁、此日横田莠モ御用有之筈之處達し落到付不快断之積取成
具度富田教授示談ニ付其振に而予名代相勤ル処左之通

横田 莠

小学出仕

但大助教勤

吉田拙蔵

学区取締

壬申

足羽県

過午学校へ出頭種々評議、日暮甲舎へ引取時ニ既ニ中村・大熊兩元参事、岡氣・鈴木準等来着、今旦御用之次第陳述済、一浴一酌後就寝

(中略)

3. 足羽県下の学校設立計画

1872年(明治5)9月3日大野にもどった吉田は、さっそく翌日から大野小学校へ出校し、ほぼ連日授業を行った(この間藩札発行額の届出漏れ²⁶⁾に関連して9月下旬から10月中旬まで20日間謹慎)。そして11月にはいると、足羽県では県下5郡にそれぞれ学区取締を任命し²⁷⁾、吉田は7日、福井で学区取締の辞令を受けた(小学校教授は解任)。これと同時に県では、郡中惣代・各区戸長・副戸長にあてて、学制に基づいて「未夕無之向ハ最寄寺院家宅等仮ニ小学又ハ私塾ト致シ」早々に学校を設置して、各学区取締まで届け出るよう布達した。そして従来行ってきた読書、習字等の授業は一切廃止し、学制の趣旨に基づいて授業を希望する者は改めて申し立てることとされた²⁸⁾。

これに対応して、吉田は福井や大野での同僚の学区取締との調整、大野市街近郊への巡視、学校開設にむけての大野市街での調整を行った。

さらに11月13日に福井で学区取締天方道(足羽郡)と久我次郎(吉田郡)と面会し、学校開設場所について協議し「先元県庁可然ニ一決」。福井市街の第一番小学校のようすを視察した。大野にもどり元大野県庁(元明倫館)での開校準備に奔走する一方、17日には大野郡内勝山担当の小笠原立也とともに雪深い山間部での開校見通しを話し合い、西谷・穴馬・五箇などの山間部を任せた広瀬明²⁹⁾と

も相談し、村塾を設け教員の派遣を願い出た村へは教員を派遣する対応を申し合わせた。そして21日には広瀬とともに大野市街近郊を馬で視察し、すでに私塾を設けていた広瀬の友兼村以外で最も開校の可能性が高い木本村の豪農杉本弥三右衛門を訪ねたものの、開校の見通しはたたなかった。

翌22日には福井に出、23日の福井の小学校で開かれた会合ですでに開校している足羽郡・吉田郡の学区取締の計画（1区あたり2校ずつ設立、1戸平均25銭賦課）にならった大野郡内の見込書を取りあえず提出している。会合では開校している福井・丸岡・大野・勝山・坂井港の5か所とそれ以外の村部とは、おのずから経費の徴収方法は異なるべきとの意見で一致していた。

なお11月19日の大野第一番小学校の開校式には260名を超える生徒が入学していた。足羽県から派遣された英学教授若代正が『撮要新聞』によせた記事³⁰⁾では、洋学を学ぶのは「正則十歳以上十三歳まで変則十四歳以上の者」で、入門的な英語を学ぶための教科書である「ホルストブック」「綴字書」等が不足していることが伝えられた。幕末に大野藩によって蘭学・洋学が導入された大野市街地では学制当初から英語を学ぶ者が少なくなかったことがわかる。大野市街の時鐘は改暦前の11月27日正午をもって「昼夜式十四時間」とされている。

^(11月)
十七日 上午晴下午雨、竟日転校之事ニ奔走、此日勝山小笠原立也相越^(足羽郡大野支庁)支庁^(足羽郡大野支庁)ニおゐて種々談論、差当り山中向之処ハ近々雪深にも可相成ニ付、何分三四ヶ村乃至五六ヶ村にても又ハ毎村ニ而も都合次第、惣代として一人ツ、差出本校ニおゐて教導すべき之間、其段穴馬・西ノ谷村々へ布達可致云々、杉本総代へ申論ス、且又村塾端立教師願出之場所へハ教員可差遣之旨右両条広瀬・小笠原と示談之上取極、晩来札幹清之招ニ応ず、帰途鈴木子安へ立寄帰舎之処足羽県中学校と差向之洋学教授員若代・菊地之兩名来野高岡屋方へ投宿之案内手紙到来ニ付直ニ相越、万事慰謝引取就寝

十八日 晴、早起出校諸事取調明日開校ニ付臨席之面々左之通相達、近藤大属・五十嵐史生・第六十三区正副戸長、校中向万端取片付夕方引取

十九日 凝霜寒、早旦改服上校開校ニ付昨日通達之近藤大属以下出張、開校略式、元御白書院上之間床上へ神位白幣を立、神酒鏡餅相備、官員と子弟一同、元御白書院と使者之間迄疊ニ相座候、横田大助教初ニ太政官二百十四号之御布告を誦読し、次ニ農商小学大意を讀上ケ、畢而大属以下拝礼子弟之分者五人ツ、一列拝礼、○於其座饅頭二個ツ、賜与ス、十一字前礼式相終退散○晩餐応加賀山氏之招、此日晚来雨夜中雪

二十日 小雨、昨夜来雪氣ニ而寒氣難堪朝来内山翁ニ到リ増小遣之義頼談申上左之通申付

竜川円一

右当分之内校丁

第一小学校昨十九日入学人員数

二百六拾四・五人

今朝来鈴木準はしめ種々奔走

此夕井村俊之招ニ応シ日暮相越途中先方と之断遣ニ出会帰舎、晩餐酌之用意をなす、夜来井村俊司老母来訪今日相断之訊迄

廿一日 晴凝霜寒氣甚、鶏鳴起日出出校中席旧殿へ出頭御証券金渡有之、井村俊へ托シ帰校十字後退校催食、橋本甚蔵ニ就而馬を借受、口取元中間庄次郎来、午前騎乗広瀬明と同シク友兼村ニ赴き其村学校を見分シ、広瀬氏ニ於而酒肴之餐ニ逢、夫と木下村杉本氏ニ到リ於同家猶又酒肴を被差出同家之小児着袴之式有之ニ逢ふ、短

咎如何とシかたく杉本氏接話中斜日西山ニ没し、遂ニ相分れ騎乗加鞭帰舎、杉本氏之学校者未タ端立ニ不相成、此日井村氏之酒肴を贈らる、鈴木準を迎へて挙觴談話

廿二日 晴南風 黎明発舎疾歩福井ニ赴ク、大久保村ニ午飯を喫し前波邑に而玉村篤ニ面会、同所之人力車之帰りニ旅乗し、夕二時福井本町高尾やへ投シ卸鞋、途中梅野一軒茶屋以北之雨ニ逢投宿、直ニ改腹県庁へ出頭浅山ニ面話参事兩位ニ接話、大野学校之模様ヲ陳述シ帰る、途中学校へ立寄迂一へ面会於同所久我次郎ニ面話、引取就浴桜木湯、自後村田参事之邸宅ニ到り必事吐露、帰来浅山生玉木共挙觴

廿三日 晴、朝九字小笠原立也と同じク出寓、学校へ出頭竟日在校諸事取調○学区取締之見込可差出云々之処、予と小笠原立ハ右ハ不知事ニ而此度之出校ハ過日惣代・戸長へ布達之男女六才以上就業云々之見込持参、何レモ集会之上評決夫々可差出心得ニ付別ニ一區之見込書も所持セサル処、県下并丸岡・坂井港等各々見込書差出ニ付是非可差出由、富田権大属之布達ニ付、元来県下取締兩員之見込書披見之処別ニ異存も無之ニ付左之通一筆相認差出

今般学校御設立ニ相成候ニ付テ者、諸事御県下之御方法ニ照準施行仕度心得ニ御座候得共、大略之処先ハ一區ニ二校ツ、位相設一校年間之費用大凡百円と見積、其内に而教員校丁之給料之居宅借賃當繕等ニ到ル迄悉皆相弁、猶又課金之義者其村其戸ニ寄貧富之分も御座候得者先一戸ニ付平均先式十五錢を相課し候様致度、尤当御取締ニ而既御見込も相立居詳細御書取面拜見仕候処、聊異儀無御座候間別段不申上候

壬申十一月廿三日

小笠原立也

吉田拙藏

課金之儀ニ付同僚一座之左之通書面差出

課金之義ニ付而者即今開校相成候場所県下・丸岡・大野・勝山・坂井港のミにして村落ニ至リテハ未タ施設之体裁を得ルナシ、又向後設立スルトモ学費ヲ論スルトキハ県下始四箇所ト村落トハ自ラ多寡之差別ヲ為サル、能ハス、依テ右五ヶ所之分ハ之ヲ平均シ村落ハ村落一般ヲ平均シテ出金相成候様致度候事

壬申十一月廿三日 学区取締

大野郡一番小学雇教員事歴并自今授業科目等至急可差出ニ付、左之通認書置

一元大野小学校一等教授 横田莠

授業文学

一同三等 平岡 簀

授業科目文学 松浦半次

宮崎 環

一同三等 村井 競

授業科目文数 岡 三弥

一同習字手伝

授業科目習字 川井波江

右之通御届候、以上

壬申十一月廿三日

右等之事件ニ而時間を費し、日暮帰寓小笠原生と対酌前野・石原等来加

廿四日 好晴、朝来福井出張修行生大久保鈴・尾崎延退学願達一条ニ付種々説論、十時頃出校之處校中多忙ニ付午後出頭申談引取午後出頭諸事取調之處迎も急々埒明之勢無之、且於東京文部省の布達有之課金之定額被仰出、於足羽県管下二千六百両前後之由就而者学校設立之方法も又々工夫替と相成歎息引取、途中於県庁浅山生直ニ面会其時柘植浩も出庁、同人申聞ハ只今富田先生ヲ開花亭へ請待ニ付来集スヘキ由ニ付、引取之上小笠原と相謀同行就彼亭酌して帰寓、改曆ニ付学校明日の休業之由ニ付我出張之生徒ニ諭シ帰野セシム

廿五日 好晴、今朝緊用事有之、大野婦新屋五郎右衛門へ託シ一封横田莠宛差出ス、大久保・尾崎之両生も発途帰省、八時後出校之處大野郡受持割可致由ニ付左之通認出置

五十六区 五十七区 五十八区 五十九区 六十区 七十区 六区

右之分小笠原立也

六十一区 六十二区 六十三区 六十四区 六十五区 五区

右之分吉田拙藏

六十六区 六十七区 六十八区 六十九区 四区

右広瀬明

^(左)之通取極明日立勝山へ便宜ニ付一筆相認右之次第立也方迄申遣ス、過午前野菊と同行諸事取調夕方帰寓、此夕浅山・石原・前野并悴迂一等来集、今旦須崎鷺介の到来之雷魚を割烹し大久保村の差送り之一樽を開き挙觴

廿六日 雨、天明起食迂一并小林章を拉、人足壺名を伴て帰途ニ就ク、前波村ニ小憩大久保村酒屋ニ而午飯飲夕四字前婦舎卸鞋、内山老翁ニ到り夫の近藤大属以下之請待ニ笹坐社内ニ就ク酌後婦舎、明日立若代少助教・菊地甚之介婦県ニ付面会いたし度所々探問之處不得逢空帰

廿七日 雨風寒、天明横田助教来訪相携へ広島や方へ相越洋学教授兩人相尋、同人未起故ニ一旦婦舎横助教と喫飯再ヒ広島屋方へ相越面会之上菓子料百疋ツ、都合式百疋一包にし贈之、自後旧殿へ出頭夫の県庁へ出頭左之通之廻文相認近藤大属へ託し差出ス、其後広瀬・杉本等と学校設立之義を謀議ス、午時退食此日正午十二時ヲ以時鐘ヲ改メ昼夜式十四時間トス、近藤大属へ託シ差出ス廻文之写

其区々学校之義万事取計候間此段御承知、惣而学事ニ致関係ノ諸件ハ大野郡一番小学校内詰所へ御申出可有之候也

壬申十一月廿七日 学区取締

吉田拙藏

六十一区・六十二区・六十三区・六十四区・六十五区

戸長御中

過午福井天方正^(禮)の所托之時辰一個補修之為小川平吉方へ持參相渡帰途就浴、此夕広瀬・杉本を招き挙觴談話之積之處広瀬来杉本不来

廿八日 晴、黎明起勝山小笠原へ遣ス書牘を録ス、小笠原の来状到着、足羽県天方・久我之両取締見込書之写³¹⁾来如左

(中略)

4. 護法一揆と学校

大野市街では大野第一番小学校に次いで「私立小学」2校が、それぞれ1873年（明治6）1月8日、9日に最勝寺、誓念寺を仮校舎として開校した。ただ「但女子之分者、追而相違候迄見合可申事」（73年1月7日条）とあり、この入学者には女子は含まれていなかった。

村部で最初に準備が整った友兼村小学校では1月11日に開校式が行われた。この小学校は広瀬明が自らの私塾の建物や備品等を寄贈して発足した学校であり、男女182名が入学しその盛況ぶりが記されている。これに続いて15日中野小学校（光明寺で開業は10日）、18日庄林小学校（24日開業）と大野市街近郊の3校がそれぞれ開校した（この間足羽県は1月14日に敦賀県に合併）。

一方、芦見や上・下味見の山間部の村々では学校設立の見通しは容易には見えてこなかった。2月4日付の吉田から富田厚積あての書簡では、大野郡では一区中に数里にわたって山間部に点在する村々が多く経費もかさむので戸長申し出のとおり分校を設け教員を派遣することにしていいかと問い、1区1校あて以上の費用は出せないが2・3校の分校はかまわないという指示を受けていた。

しかし、2月に入って18日に中村小学校で開校式を行ったものの、3月1日の中村の開業に出席したのはわずかに8名という状態だった。ちょうどこの日は大野市街で女子がはじめて入学する日でもあったが、このころすでに市街に隣接する中村等上庄地区では小学校でキリスト教を教えるという風説が広がっていたことがわかる。吉田は、村の長老や居合わせた村民におのおのが学問に心がけ、道理に明白でなければ、かえって誘導されることになるのだから、なおさら就学の必要があると説諭したという。

しかし大野では3月5日に「護法連判」の主導者とみなされた竹尾五右衛門ら5名が捕縛されたことをきっかけに、3月6日から8日にかけて捕縛者の差戻しを要求して浄土真宗門徒を中心とする一揆が勃発、市街の豪商・高札場・近隣の豪農の区・戸長宅などが打ちこわされ大混乱となった。6日には最勝寺・誓念寺の仮小学校を休業にして生徒を帰したところは一揆勢が襲来、黑板（塗板）や机・筵等が毀損・紛失する被害を受けた。そして「従前之通学校ニ復」すことをたびたび願い出³²ていた旧足羽県支庁舎（元明倫館）はこの騒動のなかで焼失してしまう。

7・8日には士族宅が襲われるなかで小銃隊を準備しようという動きがでてくるが、吉田は「烏合之姿」「旧兵隊一和セヌ」ようすから、市在に情報が漏れてかえって暴動を煽るおそれがあると考えて、「百方示諭」してこれを中止させた。しかし11日に今立郡粟田部で暴動がおこると、13日には敦賀県から鯖江・勝山でも予備隊が設けられた情報が伝わり、大野でも14日一小隊の部隊編成を行い、いったん沈静した一揆の再発阻止の態勢をとった（22日鎮台兵銃手100人弱が来着）。

そして21日に来野した村田氏寿（敦賀県参事）と直談した吉田は、「学校再興」に動き始めた。ほどなく25日には一番小学校が授業を開始したが、市街のその他2校の再開は難しかったようだ。のちに有終小学校長長井沃に請われて吉田が著わした同校の沿革では、護法一揆のあと、最勝寺・誓念寺から校舎として使用することを謝絶されたため、この2校の生徒をすべて一番小学校があった元藩庁に転校させ、はじめて「有終」の名称を附したとされている³³。「日誌」には1873年（明治6）7月分の経費から「大野有終小学」分が計上されていることから、当初置かれた大野市街3校は7月までには有終小学校として統合されたとみていいだろう。吉田が3月29日付けで「短才」と喘息の理由に

提出した辞職願は、4月3・4日にかけての福井での佐々木千尋・富田厚積の説得と村田氏寿の委嘱によって10日、差し戻されている。

一揆の騒動で開校まもなく休業してしまった中野村・庄林村・中村の3校については、5月にかけて教員や戸長を呼び寄せ、その「存意」を問い「種々説諭」し、当地を巡回視察した上で、藩校句読等の経験のある教員（中野校へ朝比奈豊、庄林校へ篠島得三、中村校へ松浦半次）を再配置した。この3校では第六十二区戸長矢田与三右衛門宅に取りまとめていた授業料を騒動の際に紛失しており、開校当初の施設営繕費用にその授業料紛失分の立替えも加わり、収支は大きく赤字となった。

護法一揆後、1873年（明治6）4月にまとめられた学校設立計画が表3である。教員はほとんどが大野藩士族であり、直後から必要に応じて追加任用しまた再配置が行われた。5月までに追加されたのは、高井半九（24）、石井鋒太郎（18）、堤三吾（18）、高井太作（16）、安藤銅三郎（16）、中村鉄之丞（15）、朝比奈豊（26）、篠島得三（37）であった（括弧内は満年齢）。

この後、敦賀県下では明治6年6月に、それまで旧足羽県下で行われていた生徒からの授業料（1か月上等8銭、中等4銭、下等3銭）と毎戸1か年12銭5厘の校区内課金を廃止し、かわって県内に四中学区（大野郡は、足羽郡ともに第三中学区）を置き、小学区において毎戸25銭、中学区12銭5厘を貧富の差に応じて区戸長が適宜賦課方法を定めて課すように布達³⁴された。出席生徒への授業料の徴収は、とくに村部の学校開設の障害となっており、吉田は3月27日付「学校之義ニ付存付書」で「元足羽県之方法ニテハ学校永続無覚束、其訳毎戸ノ課金、生徒ノ受業料ヲ以テ学費ヲ償フ固ヨリ能ハサル処ナリ」と記していた。

この布達以降、小学区に中学区の毎戸課金に加わって校区内の教育費負担はさらに重くなったが、同時に出席生徒からの授業料徴収がいったん廃止されたことによって、多大な負担をもって校区地域が支える学校への関心は、学校建設の動向でみる限りしだいに高まっていく。

^(2月)
四日 晴、朝来出校、明日立五十嵐以下帰福ニ付牧本遥へ托シ左之書面ヲ富田厚積へ送ル

*先般御確定相成候毎戸課金并生徒受業料等之方法、今般合県相成り候共過日御布達之通相心得候而宜敷義ニ御坐候哉、元御県下并丸岡・勝山・坂井港・当所之外五十小学御端立、大凡一区一校位之御積り之由然ル処兼而申上置候通大野地方ハ山間僻在之村々ノミに而一区中数里ニ相互リ各村隔絶、就而者其区之模様ニ寄二校或ハ三小校も設立不仕候半而者不叶次第、右之通校数相増候得者随而冗費茂相高毎戸之出金受業料斗にてハ迎も被相償間敷、右等ハ如何所置仕可然哉、前条校数相増入費多相成出納相散兼候ニ付而者先般戸長ハ見込申出候通教員之派出ノミ取計費用之儀者万端彼等之方法ニ相任せ候様相成候而者如何御坐候哉、右之件々奉伺候条至急御差図被成下度奉願候、已上

二月四日 吉田拙藏

^(余白に朱書)
*二月八日付左之通附札、書面当件之方法、新県引渡ノ上一定ニ相成ヘク義ニ候得者当分従前之通相心得ヘキ事、毎区一校ノ規定ニハ候得共地方之便宜ニ寄区内ニ両・三ヶ所ノ支校設立之義ハ不苦、只費用之義ハ一校分ノ外支給難相成、戸長・世話方等ノ見込ニ任スヘキ事

明治六年二月八日

右書面之外別段寸楮相添書中、明石力洋学教授近々交代にも相成義ニ候ハ、同人義教導勉強生徒之為宜敷候ニ付猶当分滞野授業いたし候様取計呉度申遣ス

(中略)

三月一日 晴、鶏鳴起炊七時三十分改服出校、從今日女兒入学阿女・賤モ入学、十一時前婦舎喫飯改服中村小学校ニ赴ク今日開業之故也、木履上途之処向島以東雪路凸凹不可歩頗困却、辛して中村ニ達シ次郎左衛門宅仮小学校ニ就而田村・伊藤ニ面し生徒就業之景況を探問スルニ僅カ八名入学の由、過日来上之庄一時耶蘇入教之由に而殊之外異論沸出、小学教ユル処者耶蘇教之由様言触らし、夫故之事与相見生徒も殊之外少し、依而村老并詰合之人々に論スニ、仮令耶蘇をして來らしむるも銘々學問に心懸万事ニ通達し道理ニ明白ならされハ却而耶蘇ニ誘導さるゝ訳ナレハ、耶蘇何々の事ナレハ猶更子弟をして早ク學ニ就カしめ理義通曉せしむるニしかす云々ハ種々説論し、夕一時帰途ニ就ク、二時前出校三時婦舎○今朝田村俊豊へ二月分月給可渡調印為致候処、折節女兒入学混雜中ニ而金子不渡ニ付、晚餐後内山良ニ東し出校せしめ掛硯中ハ取出書楮添田村方へ為持遣ス、右出校之処学校口々戸締不致障子之俣ニ付大ニ激怒し、校丁之職務何等たると譴呵ス

二日 好春、木原迨齋來話、朝來鈴子安^(本)へ答礼相越、井村并大久保松へ立寄旧殿へ出頭午時婦舎過午在舎、小林・平岡氏へ答礼相越夜中中村旧參事ハ報知、明日朝八時旧殿へ出頭可致ニて申越

三日 曇、朝八時旧殿へ出頭、昨夜吉村・安岡婦野、浅山生直者亦出野之由に出頭、給禄帳一条種々勘考、傍ら国立銀行之事を評議、過午出校し且又々旧殿へ出頭夜ニ入婦舎、浅山生直ハ寺島権參事話説之序元明倫館復校一条も及談之処何分復校願書差出候方可然云々ニ付、過日元足羽県へ差出之願書左之通認替生直ニ渡從文部省被仰出候御趣意を遵奉し追々学校及端立、当市中ニおゐて寺院等借受当分開業罷在候処、何方モ手狭ニ而生徒多人数入兼隨而校数茂相増、冗費多ニ相成頗ル当惑罷在候、然ル処此中御支庁ニ相成候場所ハ從前学校ニ御坐候処先般御支庁御用相成候義ニ候得者今般右場御不用ニ相成候ハ、何卒從前之通学校ニ復し候様被成下度、左候得者何角之都合者勿論学校永続之運ニ相成候条右願之通御聞濟被下度奉願候、以上

明治六年^(マ、)一月

六十四区戸長

佐々木修 印

学区取締

吉田拙藏 印

千本元足羽県権參事殿

四日 小雨、朝來出校諸事取調最勝寺仮校申立之義ニ付最勝寺并加藤九左衛門・多田次郎兵衛外ニ六十四区戸長呼出種々説論、何れ近々出福取計申立之方へ為相運度、夫迄四・五日之処見合候様申聞候処何れも御供退引、過午同所出校

五日 晴、明旦出福之準備荷物を簡成し大坂屋松田藤之助へ托し差出後旧殿へ出頭之処、上ノ庄蜂起一条弥沸騰事ニ及ふへき報知有之由に而種々評議、過午給禄勘定略訳付ニ付書取等相認夕五字後婦舎、尤右土寇蜂起風聞ニ付明旦之出福ヲ止ム

(中略)

表3 明治6年4月の小学校設立計画（吉田拙蔵担当分）

名称	位置等	生徒数（女子）	戸数・地域等	教員等
一番官立小学	元県庁	699 (345)	1027戸、大野市街・貫属	大助教横田 莠 (40)、中学より出張洋学授業菊池甚之助、雇教員田村稲置 (39)・平岡 賛 (24)、鈴木準次 (43)・岡 三弥、取締手伝内山良次郎 (28)、校丁玉木幸太夫・林源右衛門
一番私立小学	最勝寺（市街）	—	七間町両側以南・新庄村24戸	雇教員松浦半次 (31)、渡辺 薫・村井 競、取締手伝尾崎周右衛門、校丁竹田助次
二番私立小学	誓念寺（市街）	—	七間町以北、中荒井村51戸	雇教員宮崎環・岡 圭三・中村 均、取締手伝多田次郎平衛、校丁西脇又七、上記三校営繕方出仕有村理右衛門
三番私立小学	光明寺（上中野村）	299 (145)	319戸、上・下中野村、犬山村、上丁村、中丁村、下丁村、鋤懸村	雇教員大久保勇馬・小菅 弼
四番私立小学	真浄寺（庄林村）	237 (109)	302戸、庄林村、西市村、太田村、矢村、小矢戸村、大矢戸村、西大月村、東大月村、中津川村	雇教員石川 桂・田村俊豊
五番私立小学	専光寺（友江村）	173 (85)	213戸、新在家村、友江村、中挟村、中保村、横枕村、堂本村	雇教員伊藤作四郎・田村俊文 (37)
六番私立小学	次郎左衛門宅（中村）	150 (—)	155戸、中村、菖蒲池村、中据村、下据村	雇教員吉村 好
七番私立小学	嘉右衛門宅（下舌村）	292 (148)	308戸、下舌村、上舌村、領家村、地頭村、上黒谷村、下黒谷村、上荒井村、深井村、飯降村、右近次郎村	雇教員内田八一・福田鋭次郎
八番私立小学	正井正願宅（下大門村）	109 (62)	144戸、坂戸村、尾永見村、上大門村、下大門村 ^{注2)}	—
九番私立小学	宮城義天宅（大宮村）	294 (171)	505戸、川上村、計石村、東又村、西又村、宮地村、野波村、大宮村、縫原村、仁位村、絵戸村、百戸村、間戸村	—
十番私立小学	佐々木霊融（芦見谷大谷村）	115 (59)	142戸、皿谷村、所谷村、中村、大谷村、籠谷村、木吉村、山中村	—
十一番私立小学	大箒 操宅（中手村）	311 (153)	336戸、野津又村、中手村、神当部村、小当見村、市布村、河内村	—
十二番私立小学	称名寺（折立村）	171 (92)	201戸、東河原村、西河原村、横越村、赤谷村、折立村	—

注1) 「静斎日誌」明治6年4月7日条による。

注2) 「外ニ芦見谷七ヶ村より公撰之生徒毎村一両名ツ、入学之積」とある。

注3) 「教員等」の()内は、満年齢。

5. 小学校開校から新築へ

吉田は1873年（明治6）5月、第二十六区区長を併任することになり、兼任が解かれる翌74年5月まで学事に専念することができなくなったが、その73年秋ころから大野市街から遠い村部や山間部でも開校の動きが広がった。9月9日には、中手村早川釣叟、上舌村広田九鱗、大宮村平井龍人、木本村岡三弥、今井村池田久、上野村浅山直、下麻生島村西川忍夫、伏石村長井沃、松丸村岡圭三が准二等教員の辞令を受けた。岡三弥・岡圭三は、藩校を引き継いだ「大野小学」の教員経験者であった。そして同月18日には上舌村で開校。「出席之生徒満百人之由」とあり、校舎が狭く増築の必要があったが、都合で来春行いたい旨の願書が出された³⁵⁾。続いて同20日には中手村が開校、「此日、出席之生徒夥敷、五百人不足」、同月29日大宮村開校「生徒百八十人弱」とある。

さらに11月には冬の積雪期を控えて山間各地で分校が設置された。下麻生島小学校では徐々に生徒が増えたものの寺の営繕には多額の費用がかかるため、田野村に分校を設置したいとの願書が出され、敦賀県から承認された。同様に上野小学校では、下唯野村・蕨生村・木落村3か村（166戸）で分校を設け、教員1名を派遣する、松丸小学校では六呂師村、池ヶ原村、小矢谷村、大矢谷村、岩ヶ野村5か村（255戸）で同様にしたい、木本小学校でも宝慶寺村（55戸）で同様にしたい旨願出、承認された。吉田はこれらの学校を翌1874年（明治7）1月末の雪中に巡回、視察している。

一方、有終小学校では、学費として旧藩主土井利恒から千円の献金（1873年（明治6）11月文部省へ上申）がなされたことを契機に新校舎を建設しようとする機運がでてきた。有終小学校は74年3月には、出席生徒が600数十人にもおよび、借用中の「城内元藩庁」は手狭で間取りも不都合であり、またその位置も校区山手に偏在していたため生徒の通学にも不便である、このため「昨春暴動後空地」になっている元足羽県支庁、すなわち明倫館跡地に「新ニ学校創営仕度」と敦賀県へ願出³⁶⁾が、地所・建物ともに内務省の所轄であるとして採りあげられなかった。

ところが、74年（明治7）9月になって、官有地を小中学校敷地（小学校は500坪以内）として無償で払い下げるので地所を選択し申出るべしとする太政官達（第131号）が出され、明倫館跡地がにわかには払い下げられる可能性が出てきた。これによって同年11月、明倫館跡の「官有空地四百坪」と城郭内建物の無償払い下げが認められた³⁷⁾。さらに翌75年5月には内務省達（乙第69号）で将来設置の目途がある分も無償払い下げが受けられるようになった。

有終小学校への寄付は、士族・有力町民のみならず「料理渡世」20名、大工5名等を含む約80名、その合計は2,095円余におよんだ³⁸⁾。そして念願どおり旧城内の建物と土地の無償払い下げを受けて明倫館跡地に新校舎が落成したのは、1875年（明治8）9月であった。

こうした校舎の新築は、市街の有終小学校に限られたことではなかった。表4でわかるように、寺院や民家を借用していた現在の市域の小学校の7割（28校中の19校）が、1876年（明治9）までに大野盆地平野部を中心に競い合うように相次いで新築されていった。このことは、76年の福井県下の状況と比較しても、県内で借用校舎ではない公有校舎の小学校は525校中128校（全体の24%）³⁹⁾であり、大野地域の公有（新築）校舎の割合は高かったといえるだろう。

「日誌」にはこうした校舎新築に関連した献金願、献納・寄附人名列、小学校設置・新築願、新築の際の社木伐取願⁴⁰⁾、小学区分離願、分校設置ニ付何等が几帳面に記録されおり、設置・新築場所の

表4 大野市域の小学校（明治7～9年）

No.	小学校 名称	所在地 ()内は 1876年	1874年(明治7)				1875年(明治8)				校舎 *は授業料あり	1876年(明治9)				校舎 *は授業料あり	新築 開業等 祝辞
			教員		生徒		教員		生徒			教員		生徒			
			男	女	男	女	男	女	男	女		男	女	男	女		
1	尾永見	尾永見村 (牛原村)	1	-	43	6	2	-	46	7	民家(借用)*	3	-	43	7	新築(公有)*	
2	中丁	中丁村	1	-	39	7	1	-	30	1	寺院(借用)	1	-	38	-	新築(公有)*	
3	上舌	上舌村	1	-	83	-	3	-	76	-	民家(借用)						
4	能遷	下舌村										3	-	63	-	新築(公有)*	
5	有終	亀山町 (清水町)	19	-	500	316	23	9	473	281	新築(公有)*	19	6	535	348	新築(公有)*	75.9.23
6	庄林	庄林村	2	-	50	26	2	-	50	13	新築(公有)	1	-	44	9	新築(公有)	75.12.21
7	小矢戸	小矢戸村	1	-	35	17	1	-	36	17	民家(借用)	1	-	26	12	民家(借用)	
8	中野	中野村	2	-	83	26	2	-	81	28	寺院(借用)	3	-	85	42	新築(公有)	
9	友江	友江村	1	-	37	18	1	-	38	8	寺院(借用)	2	-	43	10	新築(公有)	
10	中村	中村	1	-	28	10	2	-	40	15	民家(借用)*						76.6.25
11	楽成	吉村										2	-	37	6	新築(公有)	
12	友兼	友兼村	2	-	95	43	4	-	100	45	新築(公有)*	2	-	73	31	新築(公有)*	75.12.23
13	今井	今井村	2	-	55	15	1	-	59	13	新築(公有)*	3	-	47	15	新築(公有)*	76.6.25
14	木本	木本村	2	-	80	28	2	-	86	44	新築(公有)	2	-	66	30	新築(公有)*	75.8.27
15	宝慶	宝慶寺村	1	-	19	-	1	-	16	6	寺院(借用)*	1	-	18	-	寺庵(借用)	
16	麻生島	下麻生島村	1	-	63	5	4	-	69	7	新築(公有)	4	-	66	4	新築(公有)	75.8
17	上野	上野村	2	-	66	14	4	-	93	16	新築(公有)	2	-	44	6	新築(公有)	75.12.22
18	唯野	唯野村	2	-	86	31	1	-	83	30	寺院(借用)*	2	-	55	8	新築(公有)	76.6.20
19	轆轤師 (六呂師)	轆轤師村 (六呂師村)	1	-	25	2	1	-	38	5	寺院(借用)	1	-	34	2	新築(公有)	
20	松丸	松丸村	1	-	89	36	2	-	86	15	寺院(借用)*	1	-	53	1	新築(公有)	76.6.19
21	伏石	伏石村	1	-	66	9	1	-	69	31	寺院(借用)	2	-	67	5	新築(公有)*	76.6.19
22	東勝原	東勝原村	2	-	19	3	1	-	22	3	寺院(借用)	1	-	22	4	寺庵(借用)	
23	上打波	上打波村	1	-	35	3	1	-	32	9	新築(公有)	3	-	33	8	新築(公有)	76.7.8
24	中島	中島村	1	-	13	-	1	-	43	-	寺院(借用)	1	-	40	-	民家(借用)	
25	巢原	巢原村	1	-	14	-	-	-	1	-							
26	秋生	秋生村	1	-	13	-	-	-	1	-							
27	西山	西山村	1	-	20	2	1	-	23	8	新築(公有)	2	-	24	5	新築(公有)	
28	大谷	大谷村	1	-	51	7	1	-	25	12	寺院(借用)	1	-	18	3	民家(借用)	
29	朝日	朝日村	1	-	35	4	1	-	32	6	民家(借用)	1	-	29	5	民家(借用)	
30	(石徹白)	(石徹白村)	1	-	28	-	1	-	37	1	寺院(借用)	1	-	31	1	寺庵(借用)	
31	箱ヶ瀬	箱ヶ瀬村	1	-	7	3	1	-	33	7	寺院(借用)	1	-	11	1	民家(借用)	
32	面谷	面谷村										1	-	29	11	民家(借用)	
計			55	-	1777	631	66	9	1818	628		67	6	1674	574		

注1)「教員」「生徒」「校舎」は『文部省第二年報』『文部省第三年報』『文部省第四年報』による。

注2)「新築開業等祝辞」は、「日誌」掲載の年月日(西暦)。

変化、土地所有者、寄附人名とその額、開校の経緯や校区の変化、教員の採用・退職、試験に関する同等がよくわかる。また吉田は護法一揆後や石川県への合併時等に建言書を提出しており、開校や新築時の吉田自身の祝辞や旧知の神田孝平(文部少輔)にあてた書簡⁴¹⁾とともに精力的に学事振興にかかわった吉田拙蔵の思想を知る上で重要である。

まとめにかえて

明治10年代に入ってから「日誌」の概要を、英学科設置から中学校開設への取り組みについて触れ、まとめにかえたい。

大野地域の洋学の伝統は、明治10年代半ば(新聞記事からわかることをいければもう少しあとまで)までさまざまな努力によって引き継がれていったといえるだろう。たとえば、1873年(明治6)11月に敦賀県の管内一覧表編成にあたっては「洋学生徒員数」47名がいたことが報告⁴²⁾されており、翌74年の第十八大区学事統計でも「語学生」42名(すべて男子)⁴³⁾と比較的まとまった生徒数を維持していた。吉田が記した「有終小学沿革」⁴⁴⁾では、有終小学校内に裁縫科を設置したのと同じ75年頃に「英学の一科、是亦校内借受け、乍細々志願の生徒へ授業」を行っていたとされている。

さらに専任の教員を招いて英学科を拡充するのは、1879年(明治12)のことであった。同年2月には、「当大野は山間之偏区なるを以て、民度固ヨリ他と同進難仕候得共、今日ニ当リ洋学ハ学事上一日も不可欠之一科」であるとして、英学教員一名を雇って有終小学校に英学科を設ける「英学開場之義ニ付伺」が石川県令あてに提出され認められた⁴⁵⁾。この時教員として採用されたのが、のちに有終小学校長も勤める山本鎮正であった。山本は大野藩士族で、1869年(明治2)6月に開校して間もない理化学研究教育機関であった大坂舎密局に入学し、70年5月同所開成所で英学修業し、新潟県師範学校等で教師を勤めていた⁴⁶⁾。

吉田はこの有終小学校英学科をもとに1882年(明治15)にはいると、中学校開設に動きはじめる。1月28日の「中学校設置目論見起草」では、小学校卒業後のいわゆる「青年時間」は「志向の最も動き易き時、若し一步を誤るときは遂に畢生の浮沈に関し実に恐るべきもの」として、当分校舎を設けず、校長1名、教員3名の給与からなる総費用600円のうち、有終小学校内において高等小学校の授業を兼ねる教員1名分は同校費から、書籍器械費60円を授業料でまかない、残りの420円を大野町全戸の地価割3分2、戸数割3分1で徴収しようとする計画であった。5月になって横田秀が示した「校規案」でも「生徒の徳性を涵養するを以て主脳」とするもので、学科課程にこだわらないとされ、6月、有終小学校の一校舎を充てて明倫準中学校が発足した(「学校沿革誌」有終西小学校)。県教育課には「完然ならざる中学を興すは無益」とする意見もあったが、翌16年2月には設置願が承認された⁴⁷⁾。

持病の喘息をおして学区取締や区長・郡書記等を勤めてきた吉田は、その間たびたび辞職願を認めていたが、前年末に提出した願がようやく受理されたのが1882年(明治15)5月であった。中学校は、大野近郷や山間部に至るまで拓いた小学校の次の段階として不可欠の機関であり、翌年には大野を去ることになる吉田にとって、小学校を卒業し大野に残って地域を支える青年層を対象とした教育機関の開設は、最後の力をふりしぼった企てであったといえるだろう。

しかしながら、この時期は大野でも松方デフレと重なっており、明倫準中学校の運営は容易ではなかった。1884年(明治17)秋には「明倫中学校は日を追ふて衰頹の状を顕せり」⁴⁸⁾とその苦境が報じられ、85年10月には廃止を余儀なくされた⁴⁹⁾。大野地域に中学校が開校するのは、20年後の1905年(明治38)4月であった。

敦賀県学区取締職制ならびに事務取扱章程 1875年12月28日 * < >内は割書。

学第七百六十五号

第十八・十九大区

学区取締

昨七年三月相渡候職制ヲ改正シ別冊之通職制并事務取扱章程相定候条、自今此条目ヲ遵守致ス可ク此旨相達候事

明治八年十二月廿八日 敦賀県権令 山田武甫□

改正学区取締職制并事務取扱章程

第一条 学区取締ハ教育普及ノ朝旨ヲ服膺シ学事ニ関スル万般ノ事務担理スル者トス

但壬申七月太政官二百十四号御布告并本年三月県三十七号布達ノ旨ヲ照顧スヘシ

第二条 学区内ノ子弟ハ男女ヲ論セス満六歳ヨリ満十四歳ニ至ル迄ハ悉ク勤奨督責シテ学ニ就カシムヘシ

但就学不就学取調ノ規則ハ追テ頒布スヘシ

第三条 部内ノ学事ヲ担理スルハ取締ノ主任ト雖トモ実地施行ノ義ハ悉ク該区々長ト協議ノ上着手スルモノトス

第四条 諸願届届ハ総テ区長ト連署シテ進達スルモノトス

第五条 受持小学ヲ巡視スルトキハ其都度区長ト議リ都合次第巡回ヲナスヘシ

第六条 巡回先各地ノ正副戸長及ヒ父兄ニ学事ヲ説諭スル為メ該地ニ於テ他ニ差閤ナキトキハ臨時之ヲ召集スルコトヲ得ヘシ

第七条 受持学区内ニ於テ一般ノ規則ヲ遵守セサル者アレハ再三説諭誨督ヲ加ヘ、尚了解セサルニ於テハ本県ヘ子細具状シテ処分ヲ乞フヘシ

第八条 時々受持学区内ヲ巡回シ学事ノ進否ヲ注目シ時トシテ其隆替盛衰ノ景況ヲ仔細ニ本県ヘ具状スヘシ

第九条 学区取締ハ中学区ノ取締ナレハ一中学区内ノ取締ハ協同合議シテ区内ノ便宜ヲ謀リ学事ノ隆盛ヲ要スヘシ

第十条 本県ヘ出頭シテ具状スル事件アラハ前以テ其事由ヲ申立許可ヲ得テ後上途スヘシ

但至急ノ事件アルトキハ此限ニ非ス

第十一条 父母ノ看病、自己ノ養生等ニテ帰郷或ハ出療治を乞フ者ハ区長宛名ノ願書ヲ区会所ヘ差出シ区長ノ承允ヲ得テ上途スルコト、スヘシ

第十二条 旅行・墓参等ヲ願ハント欲セハ奉職スル大区ノ正副区長ノ内連署アル願書ヲ出シ指令ヲ受クヘシ

但病氣引ニ週間ヲ過クルモノ并忌引ハ其旨届ケ出ツヘシ

第十三条 小学教員ノ黙涉任免等ハ区長及ヒ該小学区ノ正副戸長ト協議シ連署シテ伺ヒ出ツヘシ

但該区ノ正副戸長若シ教員ノ至重ナルコトヲ知ラス徒ラニ正則教師ノ給料ヲ怙ム等ノ者アラハ嚴ニ説諭ヲ加ヘ尚了解セサル者ハ其旨具状スヘシ

第十四条 訓導并訓導補ヲ撰挙スルトキハ其姓名ノ左傍ヘ誕生ノ年月日ヲ記載シ伺出ツヘシ

第十五条 教員ノ給料ハ端日数ニ係ルモノハ日割ヲ以テ給スヘシ

但本県ヨリノ扶助金ハ十五日前後ヲ以其月全額半額ノ界ヲナシ支給スヘシ

第十六条 一里外ノ地ヨリ小学ヘ寄留シテ教授スル教員ハ給料外手当トシテ一ヶ月金壹円五十錢ヲ其小学一区ヨリ給与セシムヘシ

但其教員寄寓ノ費用ヲ賄フ小学区ハ別ニ手当ヲ給スルニ及ハス

第十七条 教員若シ不快或ハ忌引等ヲ届ケ出ツル事アラハ取締ニ於テ承リ置キ教場ノ都合ヲ見計ヒ出勤教授スヘキ旨

通達スヘシ

第十八条 小学区ノ組合ハ既ニ一定スト雖トモ尚離合ヲ願フ者アラハ、本年十二月県第三百三十三号公学規則ニ基キ区内ノ情状ヲ審具スル見込書ヲ添テ伺ヒ出ツヘシ

第十九条 前条ノ場合ニ於テハ、左ノ六件ニ照準シ詳細事由ヲ掲載セル願書ヲ出サシムベシ

第一 離合ノ事由ヲ掲載シ并区内協議ノ顛末ヲ詳記シ双方ノ正副戸長連署スヘシ

第二 学校設置所并寺院或ハ某持家借受又ハ買得等ノ事ヲ詳記スヘシ

但寺院ハ住職并檀家総代、民家ハ其持主連署スヘシ

第三 離合ニ関スル臨時入費ト離合ノ後該校ヲ保護スル経費弁償ノ目的トヲ詳記スヘシ

第四 学校名称、番号ヲ伺ヒ出ツヘシ

第五 組合戸数并生徒ノ員数ヲ記スヘシ

第六 合併スル町村ハ其小学ヘノ距離丁数ヲ記スヘシ

第二十条 凡ソ校舎ノ新築ヲ願フ者アラハ左ノ四件ヲ掲載セル願書ヲ出サシメ見込書ヲ副テ進達スヘシ

第一 地所ノ種類并坪数字番号ヲ記載シ及ヒ買借ニ随ヒ売主或ハ持主連署スヘシ

第二 敷地并校舎ノ明細図ヲ中折紙<嶺南半紙ト称スルモノ>ニ縮写シ差出スヘシ

第三 築造費用ノ償却方法ヲ詳記スヘシ

但竣工ノ後精勘帳ヲ差出スヘシ

第四 成規ニヨリ官地下ケ渡シヲ願フモノハ地所ノ名称、立木ノ有無<立木アラハ其種類・大小・員数ヲ詳記スヘシ>ヲ掲載シ、及ヒ其町村ヨリノ方位・距離等詳記セル図面ヲ附シテ願ヒ出ツヘシ

第二十一条 小学ノ課金ハ四季ノ中月ニ戸長役場ヘ収集シ實際ノ費用ヲ点検シ支償セシムヘシ

但小学ノ情態ニ依テハ本年二月県第二十四号布達ニ照シ処分スルコトモアルヘシ

第二十二条 小学生徒毎級卒業ノ小試験ハ尋常六ヶ月毎ニ施行シ立会監督ノ上卒業表ヲ製シ届出ツヘシ、其上下等卒業ノ大試験ハ本県該官ノ監督ヲ乞フヘシ

但大試験ハ四季ノ中月ヲ以テ期トス、若其監督ヲ請フヘキ者アラハ人員ヲ具シ前月限り伺出ツヘシ

第二十三条 生徒ノ学業超絶拔群<年齢ニ優リ下等或上等ノ全級ヲ卒業スル者ヲ云フ>或ハ貧生ニシテ勉学他ニ異ナルモノ、或ハ父兄ノ学事ニ篤志ニシテ他ノ亀鑑トモナルヘキ者アラハ正副区戸長ト議リ具状報申スヘシ

第二十四条 文部省ヘ開申スヘキ学事ノ年報ハ毎年一月中各小学ニ就テ前年分ニ係ル左ノ件々ヲ取調ヘ本県ヨリ頒布セル表中ヘ填記シ一月三十日限進達スヘシ

但各小学区ニ於テ金員出納メ分ハ本年二月県第二十四号ノ布達雛形ニ準シ帳簿ヲ製セシムヘシ

教員并雇何人 区内総人員<男女>何人 学齢人口<男女>何人 同就学<男女>何人

<満六才以下満十四歳以上>就学<男女>何人 <上下>等生何級何人

学齢不就学<男女>何人 生徒日々出席平均何人 夜学生何人 総人員百人中就学生何人

不動産 (校舎概価何程 書籍何冊、此価何程)
(学校敷地何百坪、此価何程 動産 機械何組、同)
(積金何程)

納部	⎧	区内課金何程	附戸数何程	生徒受業料何程
		利子金何程		寄付金何程
		前年残金何程		県庁扶助金何程
出部	⎧	伝習所課金何程		教員給料何程
		営繕費何程		書籍器械費何程
		炭・薪・油費何程		諸給料何程
		諸雑費何程		校舎借費何程

第廿五条 小学財産ヲ寄附センコトヲ申請スル者アラハ其願書ニ連署シテ進達スヘシ

但本年十二月県第百卅一号寄附金区別ノ一条ヲ見合スヘシ

第廿六条 小学ノ余金アラハ区内ノ有産アル者へ預ケシメ不動産公債証書等ノ確實ナル抵当アル証書ヲ取り戸長役場ニ於テ保管セシムヘシ

第廿七条 伝習所卒業生各小学ノ訓導タル者アラハ其在学中ノ貸与金月々五十銭ツ、給料中ヨリ取締或ハ該区ノ戸長へ取立テ置き毎年七月・十二月両度ニ取纏正金或ハ掛金切手ヲ以テ本県へ還納スヘシ

第廿八条 小学生徒卒業免状ノ紙代受取方ハ卒業届書人員ニ応シ紙数并代価共詳細記載シ前半半分ハ六月中、後半分ハ十二月中届出ツヘシ

以上

明治八年十二月 敦賀県

注

- 1) この「日誌」を用いた研究としては、古谷尚子「明治初期越前大野における初等教育－吉田拙藏『静斎日誌』を手がかりに」(修士論文(未刊行)、2003年)がある。部分的な翻刻としては、戸長選挙に関連して吉田健「敦賀県大区小区制下の区長公選制の動きについて」福井県総務部県史編さん課『県史資料』第3号(1993年)、1872年(明治5)11月の足羽・吉田郡学区取締の学校設立計画を紹介した拙著「学期教育関係資料について」同文書学事課『県史資料』第8号(1998年)がある。
- 2) 「学制」第十章。
- 3) 中原豊太郎の日記は、他にやはり部分的な翻刻ではあるが、松川成夫「学区取締中原豊太郎の日記」『東京女子大学附属比較文化研究所紀要』4、1957年がある。
- 4) 1875年(明治8)から79年までの日記の全文翻刻。裾野市史編さん専門委員会『湯山半七郎日記』裾野市史資料叢書、1992年。
- 5) 福島雅藏「堺県学区取締山中善治の学事日誌」上・下、『堺研究』24・25、1993・1994年。
- 6) 吉田は懐中時計を所持し、「日誌」にはそれを修理する大野在住の時計師小川平吉がたびたび登場している。自身の時計のゼンマイが切れた際には修理に出すのみならず、福井城下からも修繕依頼を受け、吉田が大野へ持ち帰り、取り次いでいた(1872年11月27日、73年1月3日)。小川は71年(明治4)4月15日の条に「小川平吉、準士族器械師被申付、人別藩籍編入申付」とある。
こうした技術を背景としてであろうか、1875年9月の第十八大区の小学校巡視報告のなかでは「該区内校舎一校トシテ時計ノアラザルナク、表旗ノ飄ラザルハナシ」とされていた(『敦賀県報告』巻之十四、1875年10月4日)。
- 7) 「敦賀県教育規則」における「学務ノ部ノ三」で「学区取締職制」「学区取締事務章程」『福井県教育百年史』第3巻、1975年。
- 8) この改正以前に1874年(明治7)3月制定の「学区取締職制」があったことが「日誌」の叙述からわかるが、同時期に制定された「巡講師職制」の4条分のみが筆写され、「学区取締職制」は別記されていたように見あたらない。

- 9) 『吉田拙蔵略伝詩抄』は、国立国会図書館近代デジタルライブラリーでも閲覧することができる。
- 10) 越前大野藩主土井家文書にあるこの資料の写しが『大野市史』（藩政史料編2、1984年）に翻刻収載されている。
- 11) 福井県文書館では未撮影の「三兵用訣精論」を除いて複製で閲覧できる（資料群番号－文書番号 I 0078－00248～00256）。このうち写本「万国律例」は、ヘンリー・ホイートン著、ウィリアム・マーティン漢訳、西周訓点の『万国公法』（1865年、前年北京で刊行されたものを開成所が繙刻）の部分の頭注や改行、ルビまで忠実に筆写したものと考えられる（凡例から第二巻第一章第十一節まで。訓点は含まない）。「洋兵明鑑抄」は、カーク著・福沢諭吉他訳の同名本（1869年）の部分写本、「雷銃操法」は、福沢諭吉訳の同名本（1867年）巻之一の写本（慶応義塾図書館デジタルギャラリー「デジタルで読む福澤諭吉」、国立国会図書館近代デジタルライブラリー）。「埜氏三兵用訣抄」はプロシヤのデッケル著作の日本語訳部分写本と考えられるが、西川貫蔵訳の『改訳三兵用訣』は未見である。
- 12) 土井氏大野藩は4万石。1869年（明治2）の給禄改正以前で知行取士分は86人、吉田家を含む100石以下は全体の7割を占めていた（この他に扶持取696人。『大野市史』藩政史料編2、1984年）。
- 13) 長崎在勤目付永井尚志らと長崎海軍伝習所の伝習生の一部が蒸気船「観光丸」で江戸に移動し、1857年（安政4）4月、彼らを教授方として築地講武所内に設けられた。大名の諸藩士にも修業が認められ、7月19日開所（勝海舟『海軍歴史』巻5、維新史料編纂事務局編『大日本維新史料稿本』東京大学史料編纂所蔵、維新史料綱要データベース）。「内山隆佐日記」（内山良治家文書 I 0035－00331）にも同日の条に「海軍教授所御開ニ付吉田・西川兩人罷越都合宜旨申聞る」の記述がある。
- 14) 石川三吾編『吉田拙蔵略伝詩抄』、1889年。
- 15) 同上。
- 16) この逸話は、「日誌」1876年（明治9）11月28日条に記され、「同年（明治9）十二月依病辭職ノ際有終校五訓導ヨリノ懇牘ニ復スル書」「静斎詩文抄」（I 0078－00254）、石川三吾編『吉田拙蔵略伝詩抄』1889年にも収載されている。
- 17) 『日本教育史資料』第2冊、p.68。
- 18) 「日誌」1871年4月20日・5月3日。
- 19) 富田厚積（1836－1907）は、福井藩士（15石3口）。江戸で安積良斎、安井息軒らに学び、1869年（明治2）11月、福井藩文学所大訓導、71年12月一等教授（支那学兼国学）、72年4月足羽県権大属（学校掛）、同年福井県初の新聞『撮要新聞』を発行。75年大蔵省出仕、79年石川県福井公立明新中学校長（「士族」（松平文庫）、福田源太郎編『越前人物誌』、1910年）。
- 20) 村田氏寿（1821－1899）は、福井藩士（150石）。1856年（安政3）藩校明道館訓導師助、57年3月～7月横井小楠招聘の交渉のために熊本来訪。62年以降目付として江戸・京都等で他藩と応接。71年11月福井県参事、岐阜県令、内務大丞など歴任。佐々木千尋とともに『続再夢紀事』編さん。
- 21) 詳細はわからないが、学制発布と相前後するこの時期にすでに従来の藩校を引き継いだ「大野小学」が開校していたと考えられる。
- 22) 大野藩が藩特産物の販売等を行うため県内外各地に設けた「大野屋」の総本店。
- 23) 大坂屋七太郎は、藩が特産品を販売するために各地に設けた「大野屋」の総本店で、実質的な代表は元家老内山七郎右衛門（良休）。富田厚積が編集・刊行した『撮要新聞』（1872年9月）では、「商大坂屋七太郎ト申ス者、当春大野小学更ニ開校ニ相成リ四民共入校修学御差許シノ処、追々生徒進業ノ儀承知致シ感喜ノ至リニ堪ズ、金五百円右校費ノ方へ差加へ度段願ヒ出」と報じている（『大野市史』新聞資料編、2000年）。
- 24) 山下英一『グリフィスと福井』福井県郷土新書5、1979年。
- 25) 迂一は、吉田拙蔵の娘婿。この時は足羽県医学校に在籍、のちに陸軍医。
- 26) この事件では大野県の元大参事中村重助（謹慎30日）はじめ、吉田拙蔵ら6名が謹慎処分を受けた（1872年8月「元大野藩官員藩造ノ米券ヲ上申セサリシニ付謹慎」『太政類典』第二編 第355巻、国立公文書館蔵）。
- 27) 足羽県の学区取締任命がわかる布令等は確認できていない。大野郡では、勝山担当として小笠原立也（勝山藩士族）が任命されていたことが「日誌」からわかる。ほかに、『撮要新聞』や布令留等の資料から、足羽郡天方道（福井藩士族、500石、1872年11月4日～73年2月3日学区取締（「判任履歴表・奏任判任履歴表」松平文庫）、吉田郡久我次郎（福井藩士族、5人扶持、1872年11月4日学区取締（「士族」松平文庫）、坂井郡柘植浩（「日誌」）、丹生郡河野次郎右衛門・高島慎三が任命されたことがわかる。坂井郡では丸岡担当が置かれたと考えられるが、氏名は不明。

- 28) 『福井市史』資料編10、1991年、p.526-527。「日誌」1872年11月の末尾に布達写がある。
- 29) 広瀬明（1842～95）は、大野郡友兼村の旧家広瀬城左衛門の三男。1870年（明治3）自宅に私塾を開き子弟を教育した（『大野郡人物誌』）。72年8月足羽県等外出仕（「新任官員履歴表」松平文庫）。73年敦賀県下の大区小区制では第二十七大区区長、同年6月第二十八番・二十九番中学区学区取締、石川県下で79年県会議員、90年福井県職員（『福井県議会史』議員名鑑、1975年、『福井県職員録』）。
- 30) 『撮要新聞』1872年11月、第8号付録。
- 31) 足羽・吉田郡の学区取締による福井市街地（「県下」8区）と郡部を対象とした学校設置見込書は、拙著「学制期教育関係資料について」福井県総務部文書学事課『県史資料』第8号（1998年）参照。
- 32) 「日誌」1873年2月1日、3月3日。
- 33) 「有終小学沿革」「日誌」1883年3月2日。
- 34) 『敦賀市教育史』史料編、2004年。
- 35) 「日誌」1873年11月25日。
- 36) 「日誌」1874年3月26日。
- 37) 『敦賀県報告書』三。
- 38) 「有終小学校創業以来寄附金物名列」「日誌」1875年10月。
- 39) 『福井県史』通史編5、1994年、p.257。
- 40) 「日誌」1875年1月、下麻生島村戸長他4名から長官（敦賀県権令）宛。
- 41) 「日誌」1877年5月23日。「静斎詩文抄」収載。
- 42) 「日誌」1873年11月25日。
- 43) 「日誌」1875年2月。
- 44) 「日誌」1883年3月2日。
- 45) 「日誌」1879年2月6日。
- 46) 山本慎正「履歴書」「日誌」1879年2月6日。
- 47) 「日誌」1883年2月4日・3月2日。
- 48) 『福井新聞』1884年10月7日。
- 49) 「学校沿革誌」有終西小学校。